

「沖合海底自然環境保全地域の指定及び保全計画の案」4件に対する意見概要等

意見番号	意見概要	対応方針	件数
1	許可申請等について 特定行為に係る大学法人等の届出の手續が煩雑にならないことを希望する。	御意見の行為は、沖合海底特別地区内においては、施行規則第31条の6第6号に基づき、あらかじめ環境大臣に届け出たもの（公立の大学にあっては、環境大臣に通知したもの）に限り、許可等を要さず、沖合海底特別地区に含まれない区域においては、施行規則第31条の8第6号に基づき、届出等も不要です。沖合海底特別地区に係る届出手続き際には、環境省自然環境局自然環境計画課にあらかじめ御相談ください。	1
2	特定行為について 動力船で海底を曳航する漁法以外の漁法に対して、操業規制など何か規制はかかるのか。	法第31条の4第3項第3号における「海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することであつて環境大臣が農林水産大臣の同意を得て定める方法によるもの」は、今回指定する4地域の場合においては、「海底に生息し、又は生育する動植物の捕獲又は採取の用に供される物を、海底又は海底に定着する動植物に断続的又は継続的に接した状態で動力船により曳航する方法」と定めるので、これ以外の方法による動植物の捕獲について操業規制等はかかりません。	1
3	特定行為について 法第35条の4第3項第2号及び第3号に規定する方法は(1)鉱物の探査を行うこと、(2)海底に生息し、又は生育する動植物を捕獲し、又は採取することとされている。鉱物の採取、海底地形の破壊、海底採掘に伴う海底汚染などについては規制なく行われると理解できるため、これらの点については強化いただきたい。また採掘を許可するのであれば、内容について詳細な事後報告を義務づけていただきたい。	法第35条の4第3項第1号により、鉱物を掘採することも、特定行為として環境大臣の許可を受けなければならぬと規定されています。また、鉱物の掘採に係る許可基準は施行規則第31条の5第1号に規定されており、採掘は許可されません。	1
4	その他 海洋保護区以外は開発できる場所と誤解されることがないように注意が必要である。特に海底以外の海洋の表層まで含めて保全する必要がある。	沖合海底自然環境保全地域では、海底にある海山、熱水噴出域、海溝等の多様な地形等の特異な生態系や生物資源を保全するため、海底をかく乱するおそれのある行為を特定行為として規制します。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	2
5	その他 既存の海洋保護区制度、とりわけ大きな面積を占める漁業権設定地域や海洋資源開発促進法指定地域とOECMとの関係整理も含めた、海洋生物多様性の保全の仕組みの検討が必要である。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	1
6	その他 沖合の海洋保護区の効果のある保全を進めるためには省庁縦割りを解消し、より積極的に連携させ、国の戦略として位置づけることが望まれる。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	1
7	その他 公海に接続するこれらの地域の保護のためには、公海の保護の仕組みが重要である。BBNJ新条約（またはGlobal Ocean Treaty）を早急に成立させ、海洋保護区の設定を支援することも是非保全の方針に組み込んでいただきたい。	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	1
8	その他 沖合海底環境保全地域と重なる海洋投棄海域はただちに投棄禁止とするとともに、その他の海洋環境を守るためにも、期限を設けて例外なく海洋投棄を廃止することが必要である。	海洋汚染等防止法に基づき、沖合海底自然環境保全地域を含む海域全体において海洋投入処分は原則禁止されています。	1